

「万世一系の天皇」について

早稲田大学助教授

島 善 高

はじめに

先般私は、明治憲法第一条の「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」なる規定がどのような意図で、またどのような経緯で立法されたのかについて若干の考察を加えた。⁽¹⁾ その過程で、右条文の「万世一系の天皇」という言葉が一体いつ頃から使用されるようになったのかが気になって、あれこれと調べてみたけれども、これを専ら研究した論著はまだないように思われる。

たまたま同志社大学の井ヶ田良治氏の「皇統連綿・万世一系ということ」なる表題⁽²⁾の文章の存在を知り、何か書いてあるかと早速閲読してみたが、これは両統迭立と南北朝の事例を挙げて皇統が「二系」であったと主張し、「万世一系」性を批判するのを目的としたものであって、いつから「万世一系の天皇」なる語が使用されるようになったのかについては何の詮索もされてない。また宮地正人氏の『天皇制の政治史的研究』⁽³⁾も、「万世一系の天皇制の非歴史性」を明らかにしようとして標榜してはいるものの、当の「万世一系の天皇」の語の由来については、井ヶ田氏同様、言

及していない。

一方、津田左右吉氏の「万世一系の皇室といふ觀念の生じたまた發達した歴史的事情」⁽⁴⁾なる古典的論文は、右兩者と違って、「万世一系」性の古いことを強調する目的で書かれたものであるが、これにも「万世一系」の語そのものの由来については触れてない。一方は「万世一系」が非歴史的だといひ、他方はそれが古くからあるといひ、兩者とも「万世一系」を論じているにも拘わらず、そもそも「万世一系」ということがいつから言われるようになったのかについては何も触れてないのである。

天皇に関する文献は最近おびただしく公刊されているにも拘わらず、しかも「万世一系の天皇」という言葉を用いていながら、それがいつから使われるようになったのか、まだ究明されていないとは何と不思議なことか。そこで私は、自分の力量が不十分なことは承知の上で、ここに「万世一系の天皇」の由来について考察を加えてみることにした。

一 万世一姓

明治十九年末、明治憲法の最初の草稿起草を内閣総理大臣伊藤博文から委嘱された宮内省図書頭井上毅は、ドイツ人ヘルマン・ロエスレルに絶えず西洋法学的観点からの助言を仰ぐとともに、他方東京大学古典講習科を卒業した小中村義象を膝下において、日本の古典籍の調査に従事させていたが、ここで問題にしている「万世一系」についても小中村に調査を命じた。はっきりとした年代は比定できないが、多分明治二十年中と思われる次の史料が國學院大学図書館所蔵梧陰文庫B三六に存在する。

拜啓仕候、

万世一系之事、其後彼是穿鑿仕候へとも、古書ニハ一向に見え不申候、昨日水戸学者に問合を申候処、水戸ニて

も一系と云ふ字ハ不用

との事ニ候、藤田東湖翁か弘道館述義を記さるゝ時万世一姓ノ天皇とかゝれたるを、門人の石河幹次郎と申す人か日本天皇に姓ある事何の書に有之候やと太く詰問したるを、東湖翁、飼犬に手を喫はれたりとて大に閉口せられしと申す事、今に学者間の談柄となり候の由、其後系と改められし事ハなかりきとの事ニ候（以上ハ内藤耻叟の語、されは一系と云ふ事ハ近頃なる事明瞭ニ候、試に佩文韻府を見候ニ一系と申す熟語ハ無間候、併し彼土にてハ必用なき故と被存候へハ、御国ニテハ更にさし支ハ無之事と被存候へとも、かの

天佑ヲ保有シ万世一系ノ帝祚云々の如きハ、書紀に拠りて天壤無窮ノ宝祚ヲ踐ミタルとか、万世無窮ノ宝祚ヲ踐ミタルとか有り度事と愚考仕候、但し系の字ハ統の意味ありて、之を除き候てハ如何敷事も可有歟とも被考候、兎角御参考の一つにもとて、如此に御坐候、再拜、

小中村義象謹白

(括弧内は元細字三行。読点、島)

小中村は、「一系」の語が古書にも漢籍にも見えず、使用されるようになったのは比較的新しいことであるので、この語の使用を止めて、『日本書紀』によって「天壤無窮ノ宝祚」とか「万世無窮ノ宝祚」とかの語を用いたらどうかと進言した。

右文中の石河幹次郎は、吉川弘文館の『明治維新人名辞典』に「石河幹二郎」とある人物であろう。同書には、杉山復堂、会沢正志斎らに学び、天保十二年別家取立られ弘道館勤となり、同十四年に訓導、安政四年助教に進んだ。同五年十一月幕府勅書返納を迫るに際し、弘道館総裁会沢正志斎らと共に朝廷へ返納すべきを上書した。元治元年五月波山勢の太平山に拠るや、諸生党の参謀格として画策するところがあった。同年八月南部奉行となる。慶応二年十一月反対党のために禁固に処せられ、明治三年没した。年五十。

とあり、『弘道館記述義評言』なる書物がある由であるが、未だ見る機会を得ていない。

さて、石河幹次郎の批判した通り、確かに天皇に姓氏はない。かえってそのことが皇統の連続性を示すものだとはいばしば指摘されることである。たとえば、坂本太郎博士は「日本歴史の特性」の中で古代王朝交替説を批判して、王朝が変われば、氏を名のことゝが当然だと思ひます。前の王朝の氏は何某、新しい王朝の氏は何某というように氏を名のことゝと思うのですが、ご承知のように、天皇には氏がないわけです。これも王朝が変わつたという仮説の反証になるものと思ひつゝであります。

と述べておられ、また、『広文庫』の姓氏の項目でも「天皇に姓氏なし」の一項目を立て、『日本正語考』の以下のよ
うな文章を載せている。

大明一統志卷八十九に、吾が国の事を記す所に、日本の王統を世々にし、百官官を世々にす、王は王を以て姓とすと書けり、是れ亦異国遠境の人、吾が国の天子を知らず、みだりに姓を以てするは誠に笑ふべし、君は天の子にして尊く、万世不易の統道なれば、天子に姓あるものにあらず、姓は臣下の象なり、いかんぞ真天子に、姓を以てする事あらんや、異国西蕃のごときこそ、姓なくんば有るべからず、伏羲より今の韃靼王にいたるまで、二十八主を易へたり、然れば姓なくば有るべからず、日本姓の事は姓氏録に委しければ、今爰に略しぬ、すべて日本の人、唐の書計になづみて、日本の国史にうとくして、其の身日本の人とは謂ふべからず、

右『日本正語考』そのものはまだ読んだことはないが、天明二年に京都の寺町三条上ル町の菊屋安兵衛が版行した『本朝要枢』巻四「雑考」にもほぼ同文が載せられているので、両者は同一のものと見てよからう。そうとすれば、その著者は江州湖南平野社司の和田市正定胤である。

ところで、藤田東湖が皇統を「一姓」と認識し、『大明一統志』が日本の王は「王を以て姓とす」と書き、皇統の連続性を「姓」の観点で捉えていることは注目しなければならぬ。藤田東湖が何を根拠にして「万世一姓」と言ったのか不明であるが、『大明一統志』の記述が『宋史』に基づいていることは疑いない。

そもそも中国人が日本国王を「一姓伝繼」であると認識したのは、宋の第二代皇帝の太宗からである。『宋史日本伝』によれば、雍熙元年（我が円融天皇の永観二年、西暦九八四年）に入宋した東大寺僧齋然は、「職員令」と「王年代紀」各一卷を献じて、

国王は王を以て姓と為し、伝襲して今王に至るまで六十四世、文武の僚吏は皆世々にす、

と言ったという。『宋史日本伝』は続いて齋然が献じた「年代紀」によって、天御中主以下の神々、神武天皇から円融天皇までの歴代天皇、五畿七道の国名を列挙した後で、

太宗、齋然を召見し、之を存撫すること甚だ厚く、紫衣を賜ひ、太平興国寺に館せしむ、上、其の国王は一姓継を伝へ、臣下も皆官を世々にするを聞き、因て歎息して宰相に謂て曰く、此れ島夷のみ、乃ち世祚遐久にして、其の臣も亦継襲して絶えず、此れ蓋し古の道なり、中国は唐季の乱より寓巢分裂し、梁周の五代、歴を享くること尤も促く、大臣の世胄、能く嗣統すること鮮なし、朕、徳は往聖に慙ずと雖も、常に夙夜寅しみ畏れ、治本を講求し、敢て暇逸せず、無窮の業を建て、可久の範を垂れ、亦以て子孫の計を為し、大臣の後をして世々禄位を襲はしむるは、此れ朕の心なりと、

と記している。周知のように中国は易姓革命の国であって、悪政を行つた王朝に対しては天命が改まり、別姓の王朝が取つて代わる。唐は李氏、後梁は朱氏、後唐は李氏、後晋は石氏、後漢は劉氏、後周は郭氏、そして宋は趙氏というように。このような国柄の皇帝から見れば、開闢以来同一の「姓」の王朝が継続しているという日本は驚異的な存在であり、羨ましきことこの上もなかったであろう。太宗が「歎息」したというのも宜なるかなである。その後の中国人も、この『宋史』の記事には余程感銘したと見えて、『仏祖統記』、『淵鑑類函』、『元史類編』、そして『大明一統志』などはこれを引用、日本を「国王一姓伝繼」の国として認識したのである。

わが国でも、瑞溪周鳳の『善隣国宝記』が『宋史』の当該箇所を依拠して「国王一姓、相伝六十四世」と書いてい

る。『実隆公記』の明応五年（西暦一四九六年）十二月八日の条に、

抑了庵和尚以僧送書状、故安禪寺芳苑春大姉影像贊語事草之、就其日本天子者悉一姓同宗歟、他姓若异天子之事
在之哉否、不審之条被尋之、吾国不交他姓之由答之了、

という記事があつて、了庵和尚が「其れ日本天子は悉く一姓同宗歟、他姓若し天子に昇るの事これ在るや否や」と問うているが、これ恐らく『善隣国宝記』などを読んだの質問であろう。これに対して実隆は「吾が国は他姓を交えず」と答えた。

実隆が答えたように「他姓を交えない」同一の家系が皇統を継承してきたことは間違いないから、「国王一姓伝継」なる表現は、わが皇統の連綿性を説明する場合、特に易姓革命の国たる中国の人に説明する場合には、極めて説得的である。国威の発揚という観点から見れば、齋然は大活躍をしたことになり、虎関師鍊の『元亨釈書』巻十力遊も「太宗詔問我皇系曆祚、然答詞詳備、君臣称嘆賜紫衣」とこれを取り上げ、さらに文政九年（西暦一八二五年）に版行された岩垣東園（松苗）の『国史略』でも円融天皇の条で、

太宗引見問我世紀、齋然对以皇統一系、万世不革、宰輔以下諸臣、亦皆世家等事、

と叙述している。藤田東湖は多分これら齋然に関する記事を念頭に置いて、当初「万世一姓」と書いたのであろう。

二 万世一系の由来

右に見たように、我が先人達は、皇統の連綿を「姓」の観点から捉え、これを「一姓」と表現した。けれども、やはり「一姓」は不適當な表現であるから、『国史略』は「皇統一系、万世不革」と表現し直したのであろう。この「一系」とは「一姓」に代わる表現であるから、恐らく「同一の家系」「同一の血筋」というような意味合いで使用されているのであろう。『国史略』は、その「凡例」にも、

歴正天皇、正統一系、百万世而不革、と書き、また「高野天皇」の条に、

神勅云、我邦開闢以來、皇家一系統、道鏡何者、敢覬覦神器、とも書いている。明治二年一月二十三日の版籍奉還の上表文中の、

天祖肇テ国ヲ開キ基ヲ建玉ヒシヨリ、皇統一系万世無窮普天率土其有二非サルハナク其臣ニ非サルハナシ、云々なる表現も、これを踏襲したものかもしれない。

さてここまで来れば、もはや「万世一系」なる熟語が編み出されるのは時間の問題であつて、管見の及ぶ限りでは、明治四年頃から公式文書において「万世一系」なる成語が使用されるようになる。即ち明治四年十一月四日の国書に、

同盟各国ヘノ国書 四年十一月四日

大日本国天皇睦仁敬テ威望隆盛友誼親密ナル 英吉利 伊太利 荷蘭 魯西亞 瑞典 独逸 澳地利 白耳義 葡萄牙 西班牙 丁抹 布哇 皇帝陛下 米利堅合衆国 仏蘭西 瑞西聯邦 大統領ニ白ス、朕天佑ヲ保有シ 万世一系ナル皇祚ヲ踐ミシヨリ以來、未タ和親ノ各国ニ聘問ノ礼ヲ修メサルヲ以テ、茲ニ朕カ信任貴重ノ大臣右大臣正二位岩倉具視ヲ特命全權大使トシ、參議從三位木戸孝允大藏卿從三位大久保利通工部大輔從四位伊藤博文 外務少輔從四位山口尚芳ヲ特命全權副使トシ、共ニ全權ヲ委任シ貴国及ヒ各国ニ派出シ、聘問ノ礼ヲ修メ、益親好ノ情誼ヲ厚クセント欲ス、且貴国ト結ヒタル條約ヲ改正スルノ期近ク來歲ニアルヲ以テ、朕カ期望予凶スル所ハ、開明各国ニ比シテ人民ヲシテ其公權ト公利トヲ保有セシメン為メニ從來ノ定約ヲ釐正セント欲スト雖トモ、我国ノ開化未タ浹カラス政律モ亦從テ異レハ、多少ノ時月ヲ費スニ非レハ其期望ヲ達スル能ハス、故ニ勉メテ開明各国ニ行ハル、諸方法ヲ択ヒ、之レヲ我国ニ施スニ適宜妥当ナルヲ采リ、漸次ニ政俗ヲ革メ同一致ナラシメンコトヲ欲ス、於是我国ノ事情ヲ貴国政府ニ詢リ、其考察ヲ得テ以テ現今將來施設スヘキ方略ヲ商量セシメ、使臣

帰国ノ上条約改正ノ議ニ及ヒ、朕カ期望予図スル所ヲ達セント欲ス、此使臣ハ朕カ貴重信任スル所ナレハ陛下大統領
能ク其言ヲ信聴シ、之ヲ寵待栄遇セラレンコトヲ望ミ、且切ニ陛下大統領ノ康福貴国ノ安寧ヲ祈ル、

明治四年辛未十一月四日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ記シ璽ヲ鈐ス、

御名 国璽

奉勅

太政大臣従一位三条実美

(圈点及び読点 島)

とあり、翌五年四月十八日にアメリカ合衆国大統領に宛てた国書の冒頭にも、

天佑ヲ保有シ万世一系ノ皇祚ヲ承ル大日本国天皇睦仁、敬テ 米利幹合衆国大統領閣下ニ白ス、

(圈点及び読点 島)

とある。前者は岩倉具視以下の使節団が米欧視察に行くに際して作成された「国書」であって、イギリスに対しては、

Mutsu-Hito, by divine appointment, Emperor of Japan, placed upon the Imperial throne occupied by
a dynasty unchanged from time immemorial.

To Her Majesty Victoria, Queen of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, &c. &c. &c.

云々と冒頭部分が翻訳され、アメリカに対しては、

Mutsu-Hito,

The Emperor of Japan &c. &c. &c.

to the

President of the United States of America, Our Good Brother and Faithful Friend, Greeting!

Mr President

Whereas, since Our accession by the blessing of Heaven, to the saved throne on which Our Ancesters reigned from time immemorial,

云々と訳されている。後者は少弁務使森有礼を中弁務使に昇格して奉職せしむることを知らせた勅書である。これ以降、外交文書には「万世一系」の語が頻繁に使用されるようになった。藤井貞文氏も指摘しているように、同年五月十四日条約改正に関して締盟各国に贈った国書に「天ノ命ニ則リ万世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本国天皇御名」、五月十四日遣外使節岩倉具視に対する委任状に「天ノ命ニ則リ万世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本国天皇、此詔書ヲ見ル人人ニ宣示ス」、九月十四日琉球藩王冊立の詔に「朕上天ノ景命ニ膺リ万世一系ノ帝祚ヲ紹キ、奄ニ四海ヲ有チ八荒ニ君臨ス」、明治六年一月五日伊国駐在惣領事中山讓治の委任状に「天佑ヲ保有シ、万世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本国天皇御名、ヨク此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス」、一月二十三日清国駐在領事品川忠道の委任状に「天佑ヲ保有シ、万世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本国皇帝、此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス」、明治八年十一月十日露国との千島と樺太両島の交換条約証認批准の詔書に「天佑ヲ保有シ、万世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル大日本国皇帝、此書ヲ見ル者ニ宣示ス」などとあるごとくである。

故に、明治九年十月の元老院日本国憲按第一条で、

日本帝国ハ万世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム

と規定されたのも、このような外交文書の書式を踏襲したものであろう。

爾來、「万世一系」は皇統を修飾する慣用句となり、明治十三年に元田永孚が起草した「国憲大綱」にも「大日本国ハ天孫一系ノ皇統万世ニ君臨ス」とか「日本国ノ人民ハ万世一系ノ天皇ヲ敬戴ス」とか使用され、明治十四年九月に山田顕義が起草した『憲法草案』の冒頭にも「天ノ保佑ヲ以テ万世一系ノ帝祚ヲ踐メル大日本国天皇」とあり、明治十五年の西周の『憲法草案』第三篇第五章立法権にも「天佑ニ頼リ万世一系ノ宝祚ヲ踐メル」云々とあり、井上毅

もまた明治十五年頃に起草した「憲法試草」の前文に、

天ノ明命ヲ受ケ万世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕明治 年 月 日ヲ以テ憲法ヲ裁定シ云々と書き、同第二十二條にも、

日本国ハ万世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム

と規定したのであった。

三 「一系」の意味

さて、改めて指摘するまでもなく、「万世一系」は、「他姓を交えない同一の家系」「同一の血筋」が皇統を連続と継承してきたことを表現する熟語であつて、前に掲げた国書の a dynasty unchanged from time immemorial とか the saved throne on which Our Ancesters reigned from time immemorial と云ふ英訳を見てもそのことはわかる。天照大神の「葦原の千五百秋の瑞穂国は是れ吾が子孫の王たるべき地なり、宜しく爾皇孫就いて治せ、行矣、宝祚の隆えまさんこと、まさに天壤と窮無かるべし」という神勅、和氣清麻呂に對する「我が国開闢より以来君臣定まりぬ、臣を以て君となすことは未だこれあらず、天つ日嗣は必ず皇緒を立てよ」という託宣の系譜に連なるものである。憲法及び皇室典範の起草に当たつた井上毅もこのことをよく認識しており、明治二十年五月二十三日に伊藤博文に提出した皇室典範説明草案⁽⁷⁾の第一条では、天照大神の神勅と和氣清麻呂の還奏の言を引用し、さらに、

女系繼承ノ法ハ王家姓ヲ易フルヲ忌マザル者ナリ、独乙ノ学士「ブロンチュリ」氏英人「ブラクストン」氏ノ言ヲ引キ英國ノ相統法ヲ論シテ曰、此法ヲ用ルノ国ハ屢々王室ヲ變代スト、又其証例ヲ挙ケテ曰、英國ハ二百年ノ間王室姓ヲ易フルコト四次ナリ、第一「オラニーン」氏、第二「ブラウンスウイヒ」氏、第三「ハノーウユル」氏ニシテ、第四ニ又「コーブルク」氏ニ移ラントスト、「コーブルク」氏ハ今ノ女王ノ太子ノ父即皇夫ノ姓ナリ

と述べている。この一文は、わが国で女系継承を認めない理由を説明するために書かれたものであるが、これを反対解釈すれば、わが国では王室即ち皇室が「姓」を変えることを忌むから女系継承を認めないということになる。

ところで井上は、右にも引用されているブルンチュリの『国法汎論』からは多くのことを学んだ。当初、皇位継承は天皇の意思に委ねるべきものと考えていた井上が、予め明確な皇位継承法を規定しておかなくてはならないと考え直すようになったのも、ブルンチュリの書物によって示唆を受けたからであった。すなわち『国法汎論』巻六中の「世襲法」と題する箇所には、

「第一」世襲法ハ、国法上ニ於テ必ス預定スルヲ緊要ナリ、然ル所以ハ、此事殊ニ、国家ノ安危ニ関スル甚タ大イナレハナリ、(中古ハ国法上ニ於テ、預メ世襲法ヲ確定スルヲ無カリシカ故ニ、王族等動モスレハ、此事ヨリ争論ヲ開キタリ、○是故ニ世襲法ハ、必ス憲法ヲ以テ確定スヘシ、決シテ君主ノ意ヲ以テ之ヲ変改セシム可ラス、是レ即通則ナリ、(中略)

「第二」是故ニ嗣君位ヲ継クノ權利ハ、先君没シテ然後ニ始メテ得ル者ニアラス、必ス預メ確定スル所ノ者ニシテ、実ニ至重ノ權利ナルカ故ニ、嚴ニ国法ヲ以テ保護スヘシ、君主ノ權ト雖トモ、決シテ与奪ヲ恣ニスル能ハサルナリ、(中略)

「第三」継位法ハ、方今必ス国憲(スターツヘルハッスング)ニ載セテ、確定スル所ニシテ、国憲諸条中ニ於テ、重大ナル者ノ一ナリ、

継位ノ事ハ右ノ如ク至重至大ナルヲ以テ、君主ト雖トモ私意ヲ以テ輕輕シク動ス能ハサル者ナリ、是故ニ君主遺言、或ハ婚媾条約(エーヘルタラグ、「按」婚媾ノ時ニ方リテ、将来ノ事ニ就テ互ヒニ結フ所ノ条約ナリ)、又ハ王室ノ一家憲法(ハウスゲセツツ)等ニ依テ、国憲ヲ犯シテ継位法ヲ變更スルコトハ、万々得可ラサル者ト為ス、

とか、

国家ハ専ラ一致和同ヲ要ス、故ニ決シテ其版図ヲ分割スルヲ許サス、故ニ又数人同時ニ王位ヲ継クヲ許サス、とかの記述がある。井上は主としてこれによって、国土の分割を来さないためには、皇位が複數に分かれるようなことがあってはならない、先帝の遺跡は唯一人が繼承すべきであると考えようになり、皇室典範説明案に新たに、

祖宗ノ皇統トハ一系ノ正統ヲ承クル皇胤ヲ謂フ、即チ正統ノ皇嗣ヲ謂フ、而シテ和氣清麻呂ノ所謂皇緒ナル者ト其ノ解義ヲ同クスル者ナリ、皇統ニシテ皇位ヲ継クハ必一系ニ限ル、而シテ二三ニ分割スヘカラザル者ナリ、故ニ後深草天皇以來數世ノ間、兩統互ニ代リ及南北二朝アリシハ皇家ノ變局ニシテ、祖宗典憲ノ存スル所ニ非サルナリ、之ヲ欧州ニ参照スルニ、彼ノ独逸諸國ノ家法ハ中古以前公法ヲ以テ私法ト相混シ、君位ノ繼承ヲ以テ財産ノ相続ニ同視シ、一君ニシテ二三子アレハ其ノ国土ヲ二三ニ分裂シテ、以テ禍乱ノ原因ヲ為シタルハ史乘ニ屢々見ル所ナリ、輓近ニ至リ君位ノ公法ニ屬スヘクシテ私法ニ屬スヘカラサルヲ發見シ、此ヲ以テ國法上ノ一大進歩トシ、其憲法又ハ國約ニ於テ特ニ國土ノ分裂スヘカラサルヲ掲ケ、以テ分割繼承ノ謬ヲ匡正スルノ方法ヲ取リタリ、壤國千七百年紀ノ初ニ於テ訂約セル有名ナル「フラグマチック、サンクチオン」ニ、帝國ニ屬スル各邦土ハ總テ分割スルヲナク、帝室男統ノ長宗順序ニ依テ相続スヘキヲ定メタリ、我我國ハ肇國ノ初ニ於テ統治ノ公義ニ從ヒ、領有ノ私道ニ依ラズ、皇位一統ノ大義ニ遵由スル者既ニ二千有余年、而シテ學理上ノ發見推論ヲ俟ラザル者ナリ、

以上本条ノ意義ヲ約説スルニ、祖宗以來皇祚繼承ノ大義炳焉トシテ日星ノ如ク、万世ニ亘リテ誣フヘカラザル者、蓋左ノ三大則トス、

第一 皇祚ヲ踐ムハ皇胤ニ限ル

第二 皇祚ヲ踐ムハ男系ニ限ル

第三 皇祚ハ一系ニシテ分裂スヘカラズ

(読点、島)

という文章を書き加えたのである。この文章の「皇統ニシテ皇位ヲ継クハ必一系ニ限ル、而シテ二三ニ分割スヘカラザル者ナリ」とか「皇祚ハ一系ニシテ分裂スヘカラズ」とかの箇所によれば、井上は「一系」という言葉に、従来からの「同一の家系」「同一の血筋」という意味以外に、さらに「皇位が複数に分裂しないで単一であること」というような意味合いを込めているように見受けられる。井上は憲法第一条の説明にも「我カ日本帝國ハ一系ノ皇統ト相依テ終始シ、古今永遠ニ亙リ、一アリテ二ナク、常アリテ變ナキコトヲ示シ、以テ君民ノ關係ヲ万世ニ昭カニス」と書いており、さらに明治二十二年一月月上旬には、右皇室典範第一条説明に「天智天皇ノ言ニ曰、天無双日、國無二王」という一文を加えてもいる。

故に、本稿冒頭で紹介した井ヶ田氏が、

天皇が同時に二人いた南北朝とそれをもたらした両統迭立は変則だとするのであるから、その間は一系でなかったことになる。両統迭立というのは、後深草天皇系の持明院統とその弟の龜山天皇系の大覚寺統とが六代にわたって、交互に皇位についたのであり、南北朝もその両統の対立であったから、天皇の地位は約百年にわたって二系だったことになる。(中略)約百年つづいた皇位継承の慣行を例外と見るか見ないかは立場によってかわるであろう。二系を例外と見て万世一系を原則と見るのは、一系を理想とする願望のなせる結果であろう。つまり、明治の天皇制の安泰をねがう将来政策の目的的歴史解釈であろう。こうしてみると、君主制はあったが、かならずしも一系ではなかったことになる。

と述べているのも一理あるように思われる。なるほど、「皇位が複数に分裂しないで単一であること」が「一系」の要件であるとするならば、両統迭立と南北朝は「変則」で、「二系」であるといってもいいかもしれない。けれども、

「一系」の要件は「他姓を交えない同一の家系」「同一の血筋」であると解すれば、南北朝も同じ皇室内部での分裂であつて——「変遷」であることには相違ないが——「二系」とまでいう必要はないと思われる。

これを要するに、井上毅は『国法汎論』などに依拠して、皇統が二三に分裂することを防ぐために説明文に加筆したが、そのために「一系」の意味がやや曖昧になり、かえつて要らぬ中傷を招くことになつたのである。

四 ペルゾンとイデー

明治五年四月十八日にアメリカ合衆国大統領に宛てた国書に「万世一系ノ皇祚ヲ承ル大日本国天皇睦仁」とあり、明治九年十月の元老院日本国憲法按第一条に「日本帝国ハ万世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム」とあつたように、「万世一系」は本来「皇祚」ないしは「皇統」を修飾する語であつた。「皇祚」とは「天皇の位」即ち皇位をいい、「皇統」とは「天皇の血統」の謂である。

ところが、明治十三年に元田永孚が起草した「国憲大綱」に「大日本国ハ天孫一系ノ皇統万世ニ君臨ス」とあるように、「皇統」が「君臨ス」の主語となり、単に血統というだけではなく、それを受け継いでいる人格をも表象しているようである。このことは、元田が同じ「国憲大綱」の中で「日本国ノ人民ハ万世一系ノ天皇ヲ敬戴ス」なる規定を設けていることから推察される。すなわち、元田によれば、「皇統」と「天皇」とは同義ということになる。明治十五年十月に佐佐木高行が岩倉具視に宛てた建議にも「万世一系ノ天皇」なる表現が見えるから、元田や佐佐木の間では比較的早くから「万世一系」を天皇の修飾語として使用していたことが知られる。このように、「万世一系」が皇祚や皇統だけでなく、直接に天皇も修飾するようになること、今度は逆に、天皇という語には、ペルゾンとしての天皇以外に別の意味も込められることになる。つまり、いわばイデーとしての天皇である。そこで思い起こすのは、『ベルツの日記』の「明治天皇をしのぶ」という項目の中の左のごとき指摘である。⁽¹⁰⁾

こうして二十三年にわたる立憲統治の後、かれが世を去ったとき、天皇を神格化する見方が依然として強く国民の間に生きていたことを示すあらゆる言動を、その葬儀の際に見せつけられて、ヨーロッパは一驚した。

ヨーロッパの君主が、その国家と国民に対して占める地位に比べて、恐らく日本の天皇の地位は、簡単に定義すれば、次のようにいえるかも知れない——即ち、天皇は、単なる人格を表すというよりも、むしろ、ある觀念の人格化されたものを表すと。従って、日本の天皇は、ドイツの『ウィルヘルム』とか、イギリスの『エドワード』というよりも、むしろ『ゲルマニア』とか、『ブリタニア』というのに近い。

但し、一九一〇年（明治四十三年）にドイツ皇帝にしてプロイセン王たるウィルヘルム二世が五十二歳の誕生日を迎えたとき、ゲッティンゲン大学教授のコンラート・バイアーレが講演を行い、

祖国の感情が高められた瞬間に、国家と君主とが一つに融合させられるというのは、ドイツの良き法であります。それによって君主は、昔からあがめられている祖宗の觀念に帰一するのです。

と述べているところから見ると、ドイツにおいても、ベルツが指摘したようなことは皆無ではなかったらしい。⁽¹¹⁾

それはそれとして、「万世一系の天皇」は明治になってからの新しい言葉ではあるが、皇統の連綿性という觀念と今上天皇という人格とを一つに結び付けた実に簡潔な表現であるということができよう。

おわりに

以上、「万世一系の天皇」について一応の私見を開陳したけれども、その叙述に万全の自信を持っているわけではない。とくに「万世一系」という言葉がいつから、誰の発議によって用いられるようになったのかについてはなお明確ではないし、「一系」の解釈についても若干の不安がある。識者の御批正を賜わらば、幸甚である。

- (1) 「井上毅のシラス論註解」(國學院大學梧陰文庫研究会十周年記念論文集、木鐸社、平成四年七月刊行予定)。
- (2) 『法の科学』第一七号、一九八九年。
- (3) 校倉書房、一九八一年。
- (4) 「日本国家形成の過程と皇室の恒久性に関する思想の由来」の二、「日本上代史の研究」所収、岩波書店、昭和四十八年
改版第二刷、四五〇頁以下。
- (5) 坂本太郎著作集第十卷『歴史教育と文化財』吉川弘文館、平成元年、三五八頁。
- (6) 「欽定憲法第一条成立の沿革」(國學院大學紀要別巻『国体論纂』所収、昭和三十八年)。
- (7) 国立国会図書館憲政資料室所蔵文書。『憲政史編纂会収集文書目録』番号三〇。
- (8) 同右、番号三一及び三二。
- (9) 『保古飛呂比』十一、東京大学出版会、一九七九年、三六八頁。
- (10) 岩波文庫第二部下、昭和三十年、二〇四頁。
- (11) Konrad Beyerle: Von der Gnade im Deutschen Recht. Göttingen, 1910.
- (附記) 本稿執筆後、北畠親房が『神皇正統記』(岩波文庫二四頁)の中で我が皇統を「一種姓」と表現していること、また岩倉具視が明治二年正月二十五日に提出した意見書(『岩倉公実記』中巻六八五頁)の中で既に「万世一系ノ天子」なる表現を用いていることを知った。本文を修正する暇がないのでここに補っておく。